

## 西宮市議会議長交際費取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、西宮市議会における議長交際費（以下「交際費」という。）の適正な執行を図るため、その用途及び事務取扱に関して必要な事項を定める。

### (会計)

第2条 交際費の会計処理は、西宮市会計規則（昭和40年西宮市規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

- 2 交際費は、規則第31条第1項第2号に規定する資金前渡の方法により支出するものとする。
- 3 規則第31条の2第2号に規定する毎月1箇月所要予定金額（以下「毎月1箇月所要予定金額」という。）は、20万円とする。
- 4 交際費は、次に掲げる事項に基づいて事務処理を行わなければならない。
  - (1) 支出負担行為は、毎月1箇月所要予定金額ごとに行うものとし、毎年4月を除き、資金を必要とする月の前月末日までに行うものとする。
  - (2) 資金前渡職員は、規則第32条第1項の規定により前渡金の精算をするときは、あらかじめ当該月に支出した交際費につき、支出ごとに支出日、支出内容その他必要と認める事項を記載した事項別明細書を作成し、議長に提出しなければならない。

### (支出基準)

第3条 交際費は、社会通念上必要と認められる場合に支出するものとし、その額については、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 支出先の市民福祉に対する貢献度及び当該団体の活動実績
- (2) 支出先に対する過去の支出状況
- (3) 当年度予算における交際費の執行状況

### (用途の範囲)

第4条 交際費の用途は、次に掲げるものに限ることとし、第1号及び第3号に掲げる区分を除き、本市議会議員に対して支出してはならない。

- (1) 祝い
- (2) 見舞い
- (3) 弔慰
- (4) 贈答
- (5) 接遇
- (6) 賛助
- (7) 会費
- (8) その他（前各号に掲げる用途に類するもの）

**(支出の方法)**

第5条 前条第1号または第3号に掲げる使途に該当する場合であって、市議会議員に対して支出するときは、金員その他これに類するものによることとはならない。

**(書類の整備及び保存)**

第6条 資金前渡職員は、交際費の支出に関する書類を整備し、当該年度経過後5年間保存しなければならない。

**(情報公開)**

第7条 議長は、市議会のホームページ及び市の情報公開課において交際費の執行状況を公開するものとする。

2 前項で公開する事項は次のとおりとする。

- (1) 区分（第4条に掲げる交際費の使途）
- (2) 支出月日
- (3) 件名（特定の支出先が無いものを除き、原則、団体名又は個人名を記載するものとする）
- (4) 支出金額

**(補則)**

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、正副議長で協議する。

**付 則**

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

**付 則**

この要領は、令和2年7月1日から実施する。